

農場登録番号の付番ルールについて

日本 GAP 協会が付与する農場登録番号について、下記の通り整理します。

記

1. 初回認証では既存の認証農場と重複しない新しい農場登録番号を付与する。更新認証・維持認証においては初回認証の農場登録番号が継続される。
2. 農場登録番号の上 2 桁は県番号（国番号）となる。県番号（国番号）は農場用管理点と適合基準 管理点 1.1 適用範囲の農場の所在地となる。
3. 同じ農場で登録分野（農産物、家畜・畜産物）が異なる場合、登録番号は異なる。
4. 登録分野が農産物の農場において、青果物・穀物など複数の基準による認証を取得する場合、登録番号は同じとなる。前記において、ASIAGAP、JGAP 農産物の基準が異なる場合は登録番号の数字部分は同じとなる。ただし、基準ごとに認証機関が異なる場合、別の番号を付与する。同じ番号の付与を希望する場合、農場は先に認証を取得した認証書の写しを審査申込書に沿って認証機関に提出する。
5. 登録分野が農産物の教育機関において、青果物・穀物など複数の基準による認証を取得する場合、登録番号は同じとなる。ただし、異なる組織（異なる学科・専攻等）ごとに認証を取得する場合、異なる組織ごとに別の番号を付与する。
6. 一旦認証が切れる等、以前の農場登録番号の付与を希望する場合は、その番号を証明するもの（認証書の写し等）を提出した場合に限り番号の復活を認める。この場合、総合規則 8.1(6)を実施するまでの申し出に限る。
7. JGAP 認証から ASIAGAP 認証への変更、ASIAGAP 認証から JGAP 認証への変更の場合、農場登録番号の 9 桁の数字は変更しない。ただし、変更前の認証の有効期限を過ぎた後に変更後の認証の判定が行われた場合、新しい登録番号を付与する。
8. 適用日
本レターの適用日は、2020 年 1 月 1 日からとする。

以上